

佐久市立野沢小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年度

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童と一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的な苦痛を感じているもの」をいう。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行われなければならない。

（平成18年度文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(2) いじめ防止に向けた児童の姿

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権侵害事象である。

本校では、昨年度はいじめ事象の発生はない。本校児童は、明るく素直な反面、自己表現力が弱く、思っていることをはっきりと主張できない姿が見られる。そこで、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを注意できずに放置したり一緒にいじめに加わってしまったりすることが想定される。そこで、児童にいじめに関する正しい理解を深めるとともに、児童自身の自尊感情を高め、自他を尊重する態度の育成を図る。

(3) いじめ防止に関する構えと取り組みの概要

- ① いじめの未然防止のために、児童の自尊感情を育てるとともに、職員の人権感覚を高める。
- ② いじめの早期発見のためにアンケート・QUを活用する。
- ③ いじめ発生を確認した場合には、いじめ不登校対策委員会を中心に迅速に対処する。
- ④ いじめ事象の再発防止のために、全校体制で指導・支援を行う。

2 いじめ防止に関する取り組みの具体

(1) いじめの未然防止

どの学級内においても児童同士の些細なトラブルは日常的に起こる。そうしたトラブルは、人間関係を学びよりよいものとしていくための機会として肯定的に捉えて指導していくが、小さなトラブルをいじめ問題に発展させないこと、そしてトラブルの裏に潜むいじめを発見することが重要である。そこで本校においては、全ての教育活動において、以下のような取り組みを行っていく。

① 学び合う授業展開

- ・児童が安心して学び合う授業に努めるとともに、ふりかえりの時間を大事にすることで、達成感を高めていく。

② 道徳教育の充実

- ・各学年における道徳教育の目標にもとづきながら、「思いやり」「公平公正」といった価値内容をもとに、「いじめは許されない・いじめは絶対に許さない」ことへの理解を促す。
- ・高学年では、「人の心の弱さ」にもふれ、傍観者から仲介者、支援者になれるよう促す。

③ 人権同和教育・福祉教育の充実

- ・秋になかよし旬間（人権教育係が推進）をとり、自他の人権を尊重する態度を育てるために、自己肯定感や自己有用感の持てる縦割り活動やなかよし活動、児童会活動を計画的に行う。
- ・保健や国語の授業でストレス等に適切に対応できる能力や相手に通じる話し方の技能も身につけていく。SSTやエンカウンターも利用する。
- ・姉妹学級の活動、縦割り活動を通して多様な人たちとのふれあいを体験する。機会があれば保育園や高齢者施設訪問、障がいのある人達との交流も活用する。
- ・人権同和教育授業参観、学級懇談会、講演会を行うことで、保護者の人権に対する関心を高め、「人権を大切にし、いじめをゆるさない」ことを具体的に伝える。

④ 校内研修

- ・毎回の職員会で児童の姿を話題にして全職員で共有すると共に、課題を把握し全校児童を複数の目で見えていく。
- ・非違行為防止研修の中で、普段の自分を見返すことで、自身の人権感覚を磨いていく。
- ・市人権同和教育研修（8月）に参加することで、諸々の人権課題を自分のこととして捉え考える力を養う。
- ・携帯インターネットによるいじめ問題等、今後児童が出会うであろう事態に対する研修にも係を中心に積極的に参加し、内容を職員に広げていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で、児童の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りからわかりにくい形で行われることがあることを認識し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりを持つことが欠かせない。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。いじめの早期発見のために、以下の取り組みを行う。

① 生活アンケートの実施

- ・発達段階に応じて授業評価、学校生活のアンケート項目の中に、いじめや体罰に関する内容も入れる。結果を検討し、場合によっては個別懇談を行う。

② Q-Uアンケートの実施

- ・1回目のアンケートで、学級や「気になる児童」の状況をとらえ、それに対する対応をした後で、2回目のアンケートを実施することで、その変化を報告する。（特に要支援群の児童については情報を共有）場合によっては、学級の状況を複数で継続的に観察し協議する。

(3) いじめへの初期対応

いじめの初期対応については、いじめ不登校対策委員会が中心となって、「緊急いじめ対策委員会」を組織し、早急に事実確認と当該児童の指導支援を実施する。聞き取りは、できるだけ同時刻かつ個別に実施する。保護者には、できる限り複数職員で即日家庭訪問し状況報告と今後の対応について話し合う。以下の項目に注意し、対応や指導に齟齬が生じないようにする。

① いじめられている児童への対応

- ・いじめられている児童への対応は、言い聞かせることではない。何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。
- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
- 安心→具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方、安心できる環境づくり）
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。（あなたは悪くないというメッセージ）

② いじめている児童への対応

- ・その場の生徒指導的な指導に終わることなく、このことが人権問題としていかに深刻であるかを本人に理解させることが大事である。
- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。（確認できるまでは決めつけない）
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞き、その発散の仕方を考えさせる。（受容的態度）
- 内省→いじめられている側のつらさに気づかせる。（いじめは絶対にいけないことの指導）

③ いじめられている児童の保護者への対応

- ・教師と保護者のいじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にするので、いじめの事実を正確に伝えることが大事である。その上で、具体的な対処法や今後の生活について保護者の考えを引き出しつつ協議し、保護者の協力を得る。
- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめられている児童を守る、という姿勢を示す。（信頼関係の構築）

□保護者に、今後の具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

④ いじめている児童の保護者への対応

・教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にするので、いじめの事実を正確に伝えることが大事である。その上で、具体的な対処法や今後の生活について保護者の考えを引き出しつつ協議し、保護者の協力を得る。

□いじめの事実を正確に伝える。

□保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)

□保護者と今後のよりよい成長のためにどうするかを協議し協力してもらう。

⑤ 学級への対応

・教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を学級に示す。

□具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)

□いじめられた児童に共感させつつも、いじめた児童だけがよくないという意識ではなく、傍観者の意味を考えさせ、自分はどうかだったかという当事者意識をもたせて、学級全体で、いじめをなくしていかねばならないことを理解させる。(当事者意識の醸成)

3 いじめに対する組織とその後の対応 【マニュアル参照】

緊急いじめ対策委員会が中心となって、初期対応後の指導や見守りについて行っていくが、全校が一致した指導になるように、支援指導方針を検討し、「誰が何をいつまでにどのような行うか」をはっきり示して全職員に示していく。その後の状況によっては、教育委員会や関係諸機関への報告や連携体制を考えていく。

4 ネット上のいじめへの対応

- (1) 未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- (2) 児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- (3) 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除措置を講ずる等適切に対処する。

【対応の具体】

《「ネット上のいじめ」の発見／児童、保護者等からの相談》

児童のネット環境把握に努め、ネットいじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、家庭からの相談がしやすいように相談窓口（保健室）の周知を図る。

《緊急いじめ対策委員会の編成》

委員会を中心に、校長、担任、相談室も入って、指導方針や役割分担を確認する。

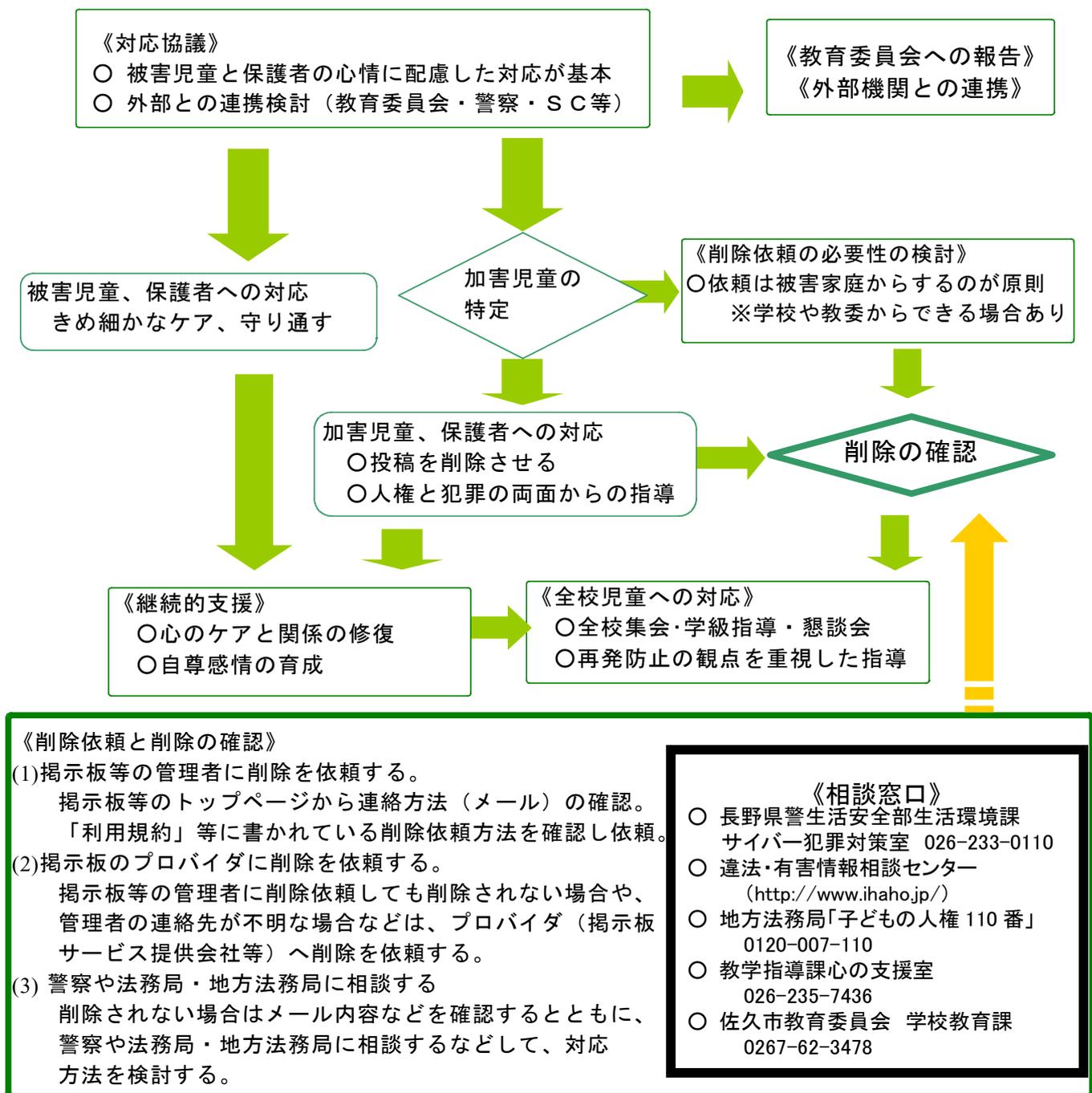
《事実確認と実態把握》

○ 被害児童とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の児童家庭の認知状況

◇ 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見ることはできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスし内容を確認する。携帯電話等での誹謗中傷は、デジタルカメラ等で撮影して内容を保存する。



5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を佐久市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【マニュアル参照】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他

- (1) 教員が児童と向き合う時間の確保につとめる。
 - ・過重な負担がかからないように校務分掌の適正化と組織的体制の整備をする。
- (2) 学校評価の留意点
 - ・いじめの有無や認知件数の数値のみを評価することなく、児童の自尊感情に向上が見られているのかどうかをアンケートの分析をして取組状況を評価して改善に取り組む。